

民間資金等活用事業推進委員会
総合部会検討会
議事録

日時：平成21年1月20日（火）

16:00～18:00

場所：中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室

山内部会長 それでは、あと 30 秒ぐらいあるんですけども、皆さんおそろいになりましたので始めたいと思います。

ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会総合部会」を開催いたします。本日は、お忙しい中を御出席賜りまして、本当にありがとうございます。

出席状況なんですけれども、20 名の委員がいらっしゃるんですが、残念ながら今日は、9 名の委員ということで御出席をいただく予定でございます。したがって、これは定足数の過半数に達しておりませんので、本日は正規の総合部会ではなくて、検討会という位置づけで議論を進めさせていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

前回までの議論を踏まえまして「PFI 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方(案)」、それから「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」の資料をとりまとめていただきました。これについて審議を行っていただきまして、本日 PFI 推進委員会総合部会の報告としてとりまとめたいと考えております。

それでは、とりまとめていただきました案について事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、最初に資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、議事次第の 1 枚紙がございまして、議事次第の方に配付資料のリストがございまして、資料としまして、資料 1～6、あと、資料 7 - 1、資料 7 - 2、資料 8 ということでございます。

それから、参考資料の方が 1 番から 9 番までございまして、こちらはすべて資料の右肩の方に資料番号がございまして、もし不足などがございましたら事務局の方まで御連絡ください。

あと、別添参考資料といたしまして、資料ということで、バインダーにとじた形でお配りしている中に付箋を付けさせていただいております。

そういった形でお配りさせていただいておりますので、もし、こちらがなければ事務局の方までお申し付けください。

以上でございます。

事務局 それでは、私の方から資料の説明をさせていただきます。まず、議事次第をご覧いただきながら御説明させていただきたいと思います。

何種類か、契約、業務要求水準について資料を出させていただいているんですが、まずファイルの方に参考資料 と参考資料 という付箋を付けているものがあると思いますが、これが 7 月に提出し、パブコメにかけたもの。前回の案では 7 月案ということで示されたものを、このファイルの中に付けさせていただいております。

それから、参考資料 2 と参考資料 3 で、前回、12 月 26 日に 12 月案として提出させていただいた資料を付けさせていただいております。

前回の御議論を踏まえまして作成した資料が、まず資料 1 と資料 2 でございます。資料

1と資料2につきましては、12月26日の御議論を踏まえまして、7月案をベースに整理させていただいた資料でございます。

資料3と資料4につきましては、7月案からどのような修正を行ったのかを示させていただいている見え消し版でございます。

この資料1～資料4までは、1月14日に委員の皆様方に事前に送付させていただいた資料と同じでございます。

ただ、1月14日以降、光多先生から意見をいただきました。また、国土交通省、総務省、法務省及び環境省から意見がありました。それで、これらを見え消しで直した資料、資料1と資料2をベースに見え消しで直した資料が資料7-1と資料7-2でございます。まずは12月の御議論を踏まえてどうしたかということで、資料3から私の方で主な点をざっと説明させていただきます。

主な点ということで、まず21ページをご覧くださいと存じます。21ページは「第3節．建設費に係る物価高騰リスクへの対応」でございます。

それで「3．基本的な考え方」がございますが、(2)のところ「急激で著しく、かつ通常予測不能な物価上昇による建設費の高騰を選定事業者のリスクとしてしまうと問題がある。そこで、事業のリスク管理の在り方に留意しつつ、通常範囲内のインフレ(経済成長、通貨供給拡大等)については選定事業者のリスクとし、一方、急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動については管理者等もリスクを分担すべきである」という整理をしております。

具体的な記述は22ページにまいりまして「4．具体的な規定の内容」で青線のところをごらんいただきますと「しかし、PFIは、通常の公共工事と比較すると、選定事業者へのリスク移転の他、応札段階で設計が終わっていないため使用する材料等の数量が確定できないこと、契約締結から建設開始まで長期に渡ることなどが異なっている。そこで、PFIに即した基準を作成する必要がある」以下の記述をさせていただいております。

続いて、28ページをごらんいただければと存じます。28ページ以下が「第2章 任意解除」のところですよ。

まず「2．問題状況」といたしましては、3行目から「そこで、政策変更の公共的な必要性和選定事業者の保護に配慮されているか、補償の対象と範囲、算定方法をいかに明確化し、補償額を確定していくかという課題が生じている」という整理をさせていただいております。

29ページをごらんいただきますと「4．具体的な規定の内容」というところでは「(1)任意解除規定及び損失補償の明確性」で、補償内容が明確であること。

それで「補償額を算定するにあたっては、補償額算定方法を明確に規定することが必要である。補償額が不明確であると、管理者等が解除をするか否かを判断することが困難になることに加え、管理者等と選定事業者の間で紛争が生じる可能性がある」という記述をさせていただいております。

その上で「(2) 実際に生じた損害」ということで「実際に生じた損害で合理的な額については、入札段階で生じた各種費用で回収できていない部分も含め適切に補償されるべきである」という記述があり、また「(3) 逸失利益」で「解除の公共的な必要性、解除の時期及び手続、選定事業者が実施する公共サービスの内容等を個別の案件に即して勘案し、適切で合理的な範囲の逸失利益を考慮して補償額を算定することが必要となる」以下の記述をさせていただいております。

それから、36 ページをご覧ください。36 ページは「第3章 情報共有及び情報公開」の記述でございます。

このところは「1. 概要」「2. 問題状況」「3. 基本的な考え方」という整理をさせていただいた上で「4. 具体的な規定の内容」として「(1) 情報共有」として記述をさせていただいております。

それで、38 ページに「(2) 情報の公表」ということでございます。

39 ページで「5. 留意点」と行きまして、最後に【情報共有及び情報公開に関する実務上のポイント】としましては「 サービス対価の見直し(第1章第4節)、サービス内容の変更、管理者等による解除などの際のサービス対価の変更額を客観的に算定すること、また事業の円滑な継続のために必要な情報を早期に把握、履行状況のモニタリングによる成果の確認といった観点から、選定事業者が管理者等に開示すべき情報の範囲を官民協議の上決定すべきである。」として「開示を受けた情報については、原則として住民に対しても公表されるべきである」という整理をさせていただいております。

以上が資料3でして、資料4をごらんいただきますと、資料4の方は、実は7月案から余り変えていないわけですが、ただ1点、参考資料8をご覧くださいと思います。

前回は出させていただいた資料でございますけれども、この参考資料8で規制改革会議からの指摘という1枚の紙がございます。規制改革会議の指摘で、要は対話について整理するという宿題をいただいておりますので、それに対応するというところで整理してみたものが資料4の20ページでございます。

資料4の20ページをごらんいただきますと、青のところは追加の部分でして「入札公告後」のポツの3つ目ですが「民間事業者からの提案は、管理者等にとって、より良い提案の余地があると思われるもの、或いは過剰な提案となっているものが含まれている可能性がある。このため、管理者等は、民間事業者の提案をそのまま採用するのではなく、対話により管理者等が求めるサービスに最適化する必要がある」ということで「対話を行う方法」「対話の内容の公表」ということで整理をさせていただいております。

以上が資料1～4の概要です。

ここで資料7-1と資料7-2についてごらんいただければと思います。こちらの説明に移らせていただこうと思います。

資料7-1、資料7-2は、1月14日の資料の事前送付以降の修正を示したものでし

て、その意味で、委員の皆様方につきまして、本日、初めてごらんいただく資料でございます。

説明の繰り返しで恐縮ですけれども、1月14日以降、光多先生から御意見をいただき、また、国土交通省、総務省、法務省及び環境省から意見があり、更に公用文の漢字の使い方に従ったような整理をさせていただきました。

それで、この資料7-1と資料7-2につきましては、パソコンで打った活字部分は資料1、資料2と全く同じでございます。それに手書きで変更部分に修正を加えているということで、それについて説明をさせていただきます。

まず1ページの「目次」の真ん中辺りの第3節で「物価高騰」を「物価変動」としております。これは、物価については上昇もあれば下落もあり得るという国土交通省の意見を反映したものでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきます。まず1番の第3段落目の3行目でございますが、「契約ガイドラインは、施設の設計・施工、維持・管理業務を主たる内容とした事業を想定している」ということでございます。

3ページの一番下の注のところでございます。「一般に『運營業務の比重が重い』といわれる事業でも、事業の核となる業務は管理者等によって行われ、選定事業者に委託されるのは周辺業務のみである場合も多い」という記述をさせていただいております。

4ページでは、一番上ですが、公用文の字の使い方、用字例にならって「あらかじめ」というような書き方をさせていただいております。こういうものが、以下、多数ございます。

5ページも用字例による「あらかじめ」でございます。

続きまして、8ページにまいります。「従って」を平仮名にしたというものでございます。

9ページは「あらかじめ」でございます。

10ページに行きます。10ページも「あらかじめ」が2か所あります。

12ページにまいります。これは前との整合性ということですが、4の(1)のところ「具体的規定内容は、事業の性質に応じて決まるべきものであるが、サービス提供業務の比重が重い事業の手続きの一例として、以下のようなものがある」という記述をさせていただいております。

それから「あらかじめ」が12ページに1か所ありまして、13ページに3か所ございます。

続きまして、16ページにまいります。16ページもあらかじめでございますし、17ページも同様でございます。

18ページは多少、先ほどの国土交通省の関連で修正箇所が多くなっておりますので、御説明いたします。

まず題名が「物価変動リスク」。

それで「1.概要」のところですが「インフレ・デフレや特定の材料の価格変動などに

よって、建設に要する費用が増減する場合のサービス対価の調整が規定される」という記述にしております。

また「2. 問題状況」のところで、3行目から読ませていただきますと「これらの物価変動リスクについては、PFI事業は、契約締結日から竣工までの期間が長期であることから、通常の公共事業よりも問題が深刻であり、管理者等及び選定事業者双方にとって大きな負担となっている」という記述でございます。

また「3. 基本的な考え方」の(1)ですが「予め」を「あらかじめ」にしましたのと、この(1)の下から3行目から読ませていただきますと「しかし、応札時点において選定事業者では管理できないと判断するような急激な物価変動が生じた場合については、事業構造が脆弱になったり、管理者等が損失を被るおそれがある」という記述にさせていただきます。

また(2)で「急激で著しく、かつ通常予測不能な物価変動による建設費の高騰を選定事業者のリスクとしてしまうと問題がある。そこで、事業のリスク管理の在り方に留意しつつ、通常の範囲内のインフレ(経済成長、通貨供給拡大等)については選定事業者のリスクとし、一方、急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動については管理者等及び選定事業者双方でリスクを分担すべきである」という記述にさせていただきます。

19ページでございます。19ページは「あらかじめ」というものがありまして、あと、次のところで、まずユニタリー・ペイメントの記述が出てまいります。実は、これは後ろの46ページを見ていただきますと、ユニタリー・ペイメントの注を付けていまして、一番初めに出てきたところに注を付ける方が適切だということで、この注を前に持ってきてさせていただきます。

それから「物価高騰」を「物価変動」にする。

それと、書いていなくて大変恐縮ですけれども、実は注11を付けていますが、注11が当方のミスでダブっておりますので、この下の方の注11は削除させていただくことになろうかと存じます。

続きまして、21ページへまいります。21ページは「PFI事業契約」という修正でございます。

23ページへまいります。23ページは「予め」を「あらかじめ」という修正でございます。

25ページも「あらかじめ」でございます。

26ページも同じでございます。

27ページの「(3) 逸失利益」のところですが、一番最後の「その範囲は縮減されることとなる」の次に文章を追加させていただこうということで「なお、逸失利益の取扱いについては、諸外国の例等を踏まえ、更なる検討が必要である」という文章を追加させていただく御提案でございます。

27ページの注18の一番下から3行ですが「この方法は、わが国ではまだ実践されてい

ないため、採用するとしても、あらかじめ慎重かつ詳細な検討を行う必要がある」という記述とさせていただくという提案でございます。

続きまして、28 ページへまいります。「(2) 契約未実現リスク」のところですが「この場合の解除の効果についても、P F I 事業契約の解除に至った責任が管理者等と選定事業者のいずれにあるかも含め、今後検討されることが望まれる」という記述でございます。

30 ページへまいります。30 ページは「予め」を「あらかじめ」という修正でございます。

31 ページへまいります。「予め」を3か所「あらかじめ」に直した上で「2) 融資契約」の一番下のところで「正確を期すことが適切という声もある」を「正確を期すことが適切という意見もある」に修正させていただいております。

32 ページでございます。「予め」を「あらかじめ」という修正でございます。

34 ページでございます。下の注 26 で「調整役を担う措置が必要であるとの意見もある」ということで整理をさせていただいております。

35 ページでございます。上方に書いてあることの追加をさせていただこうということで、4 の(2) の「 裁定人の人数」のところで「仲裁として行う場合(すなわち裁定人の判断に拘束力を持たせる場合)については、他分野の国際的な契約では3名と規定されることが多い(UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法では、別途当事者間で合意がない限り3名とされている)。また、仲裁法第16条第2項においても、当事者の数が2名である場合において、当事者に合意がないときは、仲裁人の数は3名とする旨が定められている」という追加をさせていただこうということでございます。

それから、36 ページで「あらかじめ」というものと、一番下の注 30 ですが「指摘」を「意見」に修正ということでございます。

37 ページでございますが「あらかじめ」が2か所と、一番下の「5 . 留意点」の(4)でございますけれども「第三者が入る手続に先立ち、契約締結の際と同じ弁護士又はこの分野に知見を有する弁護士を当事者のアドバイザーとして関与させて協議を行うことが基本とも考えられる」という修正をさせていただいております。

38 ページでございます。38 ページは書いていなくて誠に恐縮ですが、実務上のポイントの「 紛争を防止するために通常時からのコミュニケーションを蜜に行い」の「蜜」が間違えておりますので、これは修正をさせていただきます。

39 ページでございます。「あらかじめ」が2つありますのと、もう一つ、書いていなくて恐縮ですが「3 . 基本的な考え方」の「(1) 法令変更への対処の困難性」で「法令変更に関する対処の方法については」ということで「方法」の次に1文字「に」が入ります

40 ページでございます。40 ページは「あらかじめ」「例えば」という文言でございます。

41 ページの「4 . 具体的な規定の内容」の「(2) 費用の分担方法」の「 直接法令変更及び一般法令変更」の最後のところですが「『本事業に直接影響を与える法令の変更』特に本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定

することを目的とした法令で事業者の費用に影響があるもの)とそれ以外の法令変更(一般的法令変更)に分類し、その次に追加でして「選定事業者に管理できないリスクを負わせないことに留意しつつ、後者については基本的には選定事業者とする(理由については3(3)参照)」という記述でございます。

42 ページにまいります。42 ページは「したがって」と「あらかじめ」でございます。

43 ページも「あらかじめ」ということでございます。

45 ページも同じ「あらかじめ」でございます。

46 ページにまいります。46 ページは、先ほど御説明させていただきましたユニタリー・ペイメントの注が前に移動するというところでございます。

47 ページは「あらかじめ」でございます。

49 ページも「あらかじめ」でございます。

資料7-1の字で修正した部分は以上でして、資料7-2について御説明させていただきたいと存じます。

資料7-2の修正してある部分は、まず4ページでございます。「したがって」でございます。

6 ページをごらんいただきます。これも同じでございます。

8 ページをごらんいただきたいと存じます。8 ページは2行目に余分な線が付いていますので、これを削除しまして「従って」を「したがって」に直そうというものでございます。

10 ページをごらんいただきます。10 ページは「したがって」が2つでございます。

15 ページでございます。15 ページは「恐れ」を平仮名にいたします。

16 ページは「おそれ」が2つと「したがって」が1つでございます。

17 ページは「教師」を「教員」に直しまして「或いは」を平仮名にするということでございます。

19 ページは「あるいは」でございます。

20 ページは「おそれ」と「あるいは」が合わせて4つあるわけでございます。

21 ページは「したがって」でございます。

24 ページをごらんいただきますと「考え方」の(イ)に「環境基準」とございます。実は環境基準というものは、環境基本法16条1項に規定する望ましい基準であって、規制基準ではないということで、誤解を与える可能性があることから「排出基準」に修正しようということでございます。

25 ページは「したがって」でございます。

26 ページは「おそれ」でございます。

28 ページは半角に修正しようということです。

あと、30 ページは「あるいは」と「おそれ」でございます。

34 ページは「あるいは」ということでございます。

39 ページは「あるいは」があるのと、少し妙な改行がありますので、それを適正化しようということでございます。

43 ページは「あるいは」ということでございます。

44 ページも同じでございます。

52 ページにまいりまして「教師」を「教員」に直しております。

54 ページにまいりまして「あらかじめ」ということでございます。

58 ページは「恐れ」を「おそれ」に直しております。

資料 7 - 1、資料 7 - 2 は以上でございます。

私からの説明は、とりあえず、以上とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

前回、7月案と、それとは別に事務局で新たに案を作ってもらって、どういう方向で進めるかということをお話しして、それで、前回はかなり縮小した版といいますか、要約、エッセンスの版をつくったんですけども、やはりそれだと十分に意思が伝わらない、誤解を受けるというような御指摘があり、結果的には7月に出した案を修正する形で作った方がいいのではないかという皆さんの御指摘がありました。

そこで今日作成していただいたのが資料 1、資料 2 ということです。その過程でどういう修正をしたかというのが資料 3、資料 4 であって、更にその資料を修正したものが今の資料 7 - 1 と資料 7 - 2 ということです。

資料 3、資料 4 までは皆さんに事前にお送りして、いろいろ御意見も伺っているということですが、どうでしょうか。これについて、資料 5 と資料 6 に今道専門委員と光多専門委員からのコメントがありますが、これは紹介しますか。

今道さん、いかがですか。

今道専門委員 個別にやってもいいんですけども、この案ベースでお話しした方が早いのではないのでしょうか。ダブってしまうと思います。

山内部会長 わかりました。

あと、光多専門委員は御欠席ですけども、これは。

事務局 一応、必要なものについては資料 7 - 1、7 - 2 に組み込ませていただきました。

山内部会長 わかりました。これはまた後で見ただければよろしいということで、今、御説明いただきました資料 1 ~ 4、あるいは資料 7 - 1、資料 7 - 2 ということでこれから審議をしたいと思います。

それでは、御意見、あるいは御感想とかを御発言願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

どうぞ。

A 専門委員 大分、案が盛り込まれているということで、ありがとうございます。

それで、この資料1の31ページ、あれこれ言うのもあれなので、関連する融資契約のところについて、再度、御理解をいただきたい点があるのかなと思っています。

この情報共有のところなんですけれども、注25に書いてあるようなところについては、官民ともに非常に重要な事項なので、これについては金融機関を交えてよく説明を受けることが重要だということは私の方から言わせていただいています。

この「2) 融資契約」の本文の書きぶりなんですけど「コストに見合う場合には予め融資契約や関連諸契約のデューデリジェンスを行うことが望ましく」というようなことが書いてあるんですけれども、これも、どのタイミングでデューデリジェンスをするのかとか、最初の入札段階でこんな細かいデューデリジェンスなどは、とても融資契約などが結ばれていないとできませんし、それから、細かい金融機関の融資契約に関わるところをつぶさに調べたところであまり意味があるかどうかというのは別として、この注25に書かせていただいた事項を中心にきちっと説明を受けて進めていくところが重要なのかなというところが1点です。

その下の方の「一方、管理者等が後刻」というところなんですけれども、こちらについては、特に「融資契約の写しを管理者等に提出することとすれば」云々というくだりがあるんですけれども、これもやはり重要なポイントできちっと聞き込むといえますか、理解することが重要であって、単に融資契約の写しをぼんと渡せばいいというふうなことではなくて、どうしても必要であればこういうこともやむを得ないのかもしれないけれども、これも一つのオプションとしておけばいいのかなということと、この「一方」のところ、あえて本文上に入る必要があるのかなというところで、むしろ注的などところで対応すべきではないのかなというところかと思います。

要は、言いたいのは、融資契約のところも、特に事業者等にとって非常に重要なところについて論点を絞ってきちっと理解することが必要なのかなと考えています。

それから、32ページの「(2) 情報の公表」の直接協定のところなんですけれども、実際には直接協定というものは、実務的には例えば平成16年7月の典型例というものが総務省から出ているものがあるんですけれども、これにほぼひな形としてありまして、これをほとんどの方が参考に、これをベースにつくる格好がほとんどだという状況に、今なっています。ですので、直接協定について、ここに書いてある「直接協定のうち事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項」というものがあるんですけれども、これがいま一つ不明確であって、これについて、むしろ一般ひな形に沿っている場合には特に言及する必要はないということで、よほど金融機関と官の方で、このひな形からかけ離れた事項にある場合には、これについては公表検討ということは可能なのかなと思うんですけれども、あえて直接協定についてすべて開示するとか公表する必要はないのかなと考えています。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。

これはどうしますか。一応、皆さんから御意見を聞きますか。

事務局 今の御指摘ですと、例えば融資契約のところは「デューデリジェンスを行うことが望ましく」ではなくて、例えば「考えられ」とか、そんな感じなんでしょうか。

A 専門委員 そうですね。

事務局 あと、2つ目の「一方」から「できる」については注に落とす。

A 専門委員 ですから、ここは、要は融資契約の写しを管理者に出すということがマストみたいなことで世の中が動いてしまうというのが恐れられていて、むしろ出せばいいというものではないということで、一つのオプションとしてそういうやり方があるのではないのかなというふうなことを言いたいということです。

B 専門委員 それでしたら、もう少し文章を前向きに記載した方がいいと思います。私も何の配慮もなしに、丸のまま出せばいいというのはおかしいと思います。正確に内容を理解すべきで、理解のないまま、単に写しをもらっても意味ないと思いますが、ただ、それをもってして出す必要がないと断言してしまうニュアンスが入るのはいかがでしょうか。

やはり、地方公共団体、公的主体の立場からすると、私はこのところは、直接協定及び融資契約は選定事業者の債務不履行事由、すなわち、期限の利益の喪失事由に係るものは、コベナンツ条項も含めて、基本的には正確に地方自治体が理解する必要があると思います。そのために必要があるのであれば、当然、情報開示することは当たり前の話だと思えます。その前提で文章を書き直すべきだと思います。

また、もし第三者に情報が開示されることが大きな問題となるのであれば、私でしたら、自分の利益を代弁できる弁護士に全文検証させます。私は見なくてもいい。その代わり、弁護士が正確にその妥当性を検証できるはずで、一方的な説明では機能しないでしょう。ただし、そういう弁護士がいるか否か、責任を取ってくれるかどうかは別の話です。

ただ、なぜ開示を恐れるのかという理由はどうもわからないわけです。当初、10年前、実務に関与された方々は、直接契約はPFI事業契約を凌駕できるんだという前提をとり、直接契約の規定で、すなわち銀行と自治体との間で、PFI事業契約の内容、リスク分担を不透明な形で一方的に変えたことがある。今はありません。昔はあったんです。かならずしも好ましくないバッドプラクティスが市場において行われるのは絶対避けなければいけないわけですが、情報開示をしたくないのはかかる裏の事情もあるのではと疑いたくなるわけです。

そういうことが過去にあったがために、やはり情報公開を基本としながら、先ほどAさんがおっしゃった点に留意しつつ、公開は慎重に実施すべきという考えが基本だと思います。今、この文章のスタンスは一切出すなということが前提になっており、果たして、これが情報公開の時代に本当にいいのかどうかというのは検証されるべきでしょう。

C 委員 よろしいですか。

何か原理・原則からお話するのも恐縮なのでございますが、これまでのいろいろな御意見、特に今道専門委員と光多専門委員で食い違って、例えば光多専門委員では、9番で

情報の公表とかこういったところで今道専門委員と少し違う見解で、これまで、ちょうど今日出ている資料の中で、例えば融資契約をどう見るか、どう扱うか。D Aをどう見るか、どう扱うか。あるいは逸失利益についても同じように、これは共通の、大枠をきちんと理解していないと、これは正直言って結論は出ないと思います。

そこで、私は1つはっきりさせておきたいと思います。P F I事業というものは一体何なんだ。例えば、この今道専門委員の意見書の中で、独立採算型のP F Iについては、事業性が高い。よく考えていただければ、私もこれまで何遍も申し上げているんですが、独立採算型とは一体何なんだということをよく考えていただきたい。つまり、民間、あるいはこれで関連して、どうも混同しているのかなと思うんですが、官と民が対等な契約関係で。これは私に言わせれば、一旦、明文をもって合意したものを官の側が一方的に破棄してはいけない。これは当然だと思うんです。そういう意味で対等な契約関係にあるんですけども、それでは、だからといって民間が勝手にやっていいかといいますと、そういうことではないんだ。まず、それをはっきり、対等の意味を前提として申し上げておく。

それで、P F Iを考えるときに、独立採算型という表現は私は従来から反対しているんですが、もし仮に民間事業者が全くの採算の責任を負って、しかも費用についても民間の事業者が負う。これは具体的に言いますと、例えば土地をだれが取得して、だれが土地の所有負担をしているか。ここで大きいものは、固定資産税の負担です。P F I事業で見ますと、これは管理者が持っていて、そのまま提供しているのがいろんなケースにおいて多いんです。ですから、ストック費用はかからない。固定資産税も納めていない。そういう場合に、事業性が高いから一般の民間の事業者のやっているような民間事業と同じように扱えるかといいますと、決してそうではないんです。この辺は逸失利益の概念をどういうふうに規定するかにかかってきます。

それと、そもそも、公共目的、あるいは公益目的も当然あると思うんですが、これを管理者等が本来、自ら行ってもいいような、実際には行われているような事業について、効率的に行うために民間事業者の力を借りる。こういう構造なんだ。そう考えてみますと、独立採算型で公共が全く負担していないなどという事業が果たしてあるのか。私はまずないと思います。民間でやればいいんです。例えば水道事業だって、完全に民間が費用負担をしてやることは法的にも不可能ではないんです。

そういうことを考えてみますと、民間事業者が勝手にやっていいかということと混同しているのではないかと思います。そこまで勝手にやりたかったら御自分で勝手にやればいいわけで、管理者等が内容を規定して、そして、入札にかけるということであれば、やはり、それなりに、そういう事業の性格に沿った制約というものは結果として当然あるんです。それが官と民が対等であるというのは、そういう前提条件を基に一旦合意して、きちっと解析して、その上で合意をして、それを経た上で契約に沿って、その事態に対応していく。問題があれば対処していく。そういうことが対等なんだろうと思うんです。

したがって、この中で融資契約を公開するかどうか。これは、私は原則公開だと思います。

す。といいますのは、管理者等というものは昔の、言ってみれば封建時代の支配者と違うわけです。あくまでも国民の合意の下に、国民の利益のために組織・構成された公共団体といいますか、地方自治体であり、国であり、あるいは独立行政法人である。そうしますと、言ってみれば、そのオーナーはだれかといったら、株は出していませんけれども、それは国民なわけです。民間事業者は、ここでも議論の中で株主とか、あるいは経済エクイティの所有者が出てくるのであれば、事業体と株主、劣後債、あるいは劣後資本とかの所有者との関係と似たようなものが管理者等と国民、あるいは住民、それが対比できるんだらうと思います。

そうしますと、情報公開の実態を見ます。それでは、管理者等はどこまで拒否できるんだ。そこに開示してほしいしなかったら、民間事業者はよほど、そんなに特異な秘匿すべきことがあるのであれば参加しなければいいんです。これは極論のようですけども、民間だって特許の内容を開示したくなかったら、民間事業者同士で契約などしないんです。あくまでも事業内容というものは公表されてしかるべきです。更に言えば、直接やれば自ら融資契約を結んで、地方公共団体が銀行から借り入れをするんです。それと一体、どこが違うんだということを明確にしない限りは、公表は原則としてしない。オプションはワン・オブ・ゼムであればいいというのは、事態として全く違うケースを言っているんだらうと思います。

したがって、D Aに関してもそうなので、先ほどB 専門委員が触れられましたように、これは管理者側からも強硬的なことがあるかもしれませんが、基本的には金融機関から事業体の存続可能性について危惧がある場合に乗り出す。それは結果として公共事業なり、公益事業なりが、ちゃんとサービスが継続できるようにということに合致している限り、優先されるであろうということなんだらうと思います。そういう場合に、D Aの内容を公表しなくていいのか。一体、何のためにD Aがあるのか。確かに融資契約というものがまずベースにあって、それが国民のように見えますけれども、しかし、そもそもがP F I事業の存続を前提として、それを優先的に物を考えたときに必要な契約なんです。そう考えたときに、このD Aについても、当初からどこまで開示するかというのはあるかもしれませんが、融資契約などについて言えば、私は、この次の段階で事業契約とは別に、P F Iにおける標準的な融資契約というものも提示した方がいいのではないかと考えています。

私は金融機関におりましたし、いろんなトラブルも見ていますけれども、基本的なところで、何回か前の回でもA 専門委員も確かに御指摘されたかと思えますけれども、融資契約そのものにそんなに秘匿すべきようなものなどはないんです。あるとすれば、金融機関側が資金調達とかそこだけで独自の何かがある。そういうことはあるかと思えます。しかし、そこに特許的な何か、特別なことがあるとすれば、それは一般的に公共の機関が契約できるようなものではないんです。ですから、よほど特殊なことがあれば、それは例外的なことはあり得るかもしれません。それは否定できないとは思いますが、そう

いう意味で融資契約の中身について、あるいはDAについて、逸失利益の内容について、逸失利益についてはもう少し議論が必要かと思えますけれども、あるいはそれが固まった上での議論になるかと思えますけれども、そういうものが現実には官民で合意に至った後に、その内容を公表にさらすべきでないという議論はPFIの議論とはかけ離れているんだろうと思えます。

ただ、今後の、今日、多分議論が進むであろう、こういう項目について、やはりPFI事業とは何か、それがどういう在り方をすべきかということ的前提にして議論を進めていただきたいと思います。

山内部会長 この融資契約の情報公開と、それから、DAも含めてですか。それについて、何かありますか。

A 専門委員 今回の32ページののところというのは、融資契約のところについては我々の、理由がこういう理由で留意していただくということが入っているのかなと。

直接協定については、確かに直接協定自体を開示すること自体は、これは非常にひな形ができていますので、それ自体はそんなに、それでもってすごく、ここに書いてある「自らのリスクとノウハウに基づいて実施する」とか、そういったところに触れるというわけではないのかなと私どもは思っています。

ただ、それをどんどん突き詰めていくと、これは融資契約というものを見ていかないとわからないという話になってくるところが、このとに、から入ってきて、がぶれていく可能性があるのが我々として懸念しているということで、直接協定の開示自体は非常に、ある意味では余り実務的にひな形を逸脱したものを積むことは、今は実務的にはないという状況なので、それはしょうがないかなということで思っています。

山内部会長 それと、融資契約について、どのように考えるかですね。

B 専門委員 私は思うんですけども、ここに書いてあるのは、例えば32ページの(2)のの考え方は、もし、公的主体との間に直接契約がなく、いわゆるコンセントツアサインメントのコンセプトがなければ、それは単純に民民の話で、公的主体に特段情報開示する必要はないと思います。ですけども、問題は直接契約は公的主体を直接当事者とし、コンセントツアサインメントの論理で選定事業者の主要契約すべてをリンクしてしまうわけです。しかも、例えば金融機関とSPCとの関係は、支払い金利が上がったときは公的主体にパスオンして、対価が上がるわけでしょう。金融機関の支払いは1対1で、公共主体によるSPCの支払いと対になっている。これが今の潮流である以上、実は一体化しており、融資契約は民民の契約で公的主体は関係ないとはいえない状況が存在しているわけです。

また、どういう状況のときに、先ほどCさんがおっしゃいましたように、融資契約上の債務不履行事由が起こるのかというのは公的主体としては正確に把握する必要があります。注にある解説ですが、融資契約が重要事項というのは間違っていますね。重要事項ではなくて、ハイヤースタANDARD、すなわち上位に位置づけされ、(事業契約と比較した場合)

優先的にその条項が適用されるわけです。例えば融資契約上の財務制限条項によりさまざまなガバナンスが規定され、たとえ公的主体が肅々と事業者はサービスを提供していると判断していても、金融機関がこれは破綻だという事象が存在してしまうのです。急に言われても困ります。だからこそ知る必要があるというのは、正当な論理であってCさんがおっしゃいましたように、PFIの考え方そのもの、DAの考え方そのものに戻って考えてみれば、やはり公的主体にとりその内容は、知らなければ話にならないではないかということだと思えます。

山内部会長 Dさん、これはいかがですか。

D委員 基本は、ダイレクトアグリーメントはやはり公共団体が契約の当事者ですから、それは開示すべきなのは当然だと思うんです。融資契約は民民の契約なので、Aさんがおっしゃったように、ダイレクトアグリーメントも融資契約を見なかったらわからないですね。ですから、ある程度、エッセンスの部分は開示すべきというところがあって、それはB先生もおっしゃるように、突然ぱたっと公共サービスがストップすることはあってはならないわけです。そのトリガーを金融機関が引くことが知らないうちにあるという事態は防がなくてはいけないわけで、どういうときにデフォルトが発動されるのかということの基本的な情報はやはり開示されるべきとは思えます。

ただ、すべての融資契約をオープンにするのは、私はやはり、それは民民の契約ということですので、要は住民にとって何が最低限必要なのかという視点で考えるべきだと思いますので、どういう場合にデフォルトになるか。当然、そのデフォルトを発動して、いきなりサービス停止にはならないわけです。本来であれば、もともとの事業契約の中に猶予期間というものがあって、それで介入してというプロセスをちゃんと経てサービスがストップする、あるいは公共が引き取ることになるわけですから、必ずしもいきなりデフォルトを発動してすべてがとまることにはならないし、そもそもその様な事業契約をつくるべきだと思っています。ただ、最低限、国民にとって開示されるべき融資の契約、条項、ガバナンスというものは開示された方が望ましいと思えます。

E 専門委員 私の方も、情報公開というものは議員さんからも議会で、どこまでとは別にして、求められていますので、やはり情報公開は必要なのかなと思っております。

山内部会長 ほかに、この件についていかがですか。

それでは、どうぞ。

C委員 ちょっと補足だけ。まだまだPFIというものは、本来、奥の深い、いろんな議論があるべきだろうと思えます。

その中で2点だけ、今の件に関して言いますと、担保ということ考えたときに、物的担保というものは外れることは多いんだろうと思えます。しかしながら、要するにサービス購入型の場合などで言いますと、この支払債務というものが契約に基づいてあるわけです。そうすると、その部分を、例えば質権を設定するような形で担保を設定するというのは将来的にはあるかもしれません。それがどうあるべきかというのは、この場で議論しな

ければいけません、可能性としてはあるんだろうと思います。

もう一つ、そういうことが担保として明確に規定されなくても、債権者代位権という権利があるんです。ですから、債務不履行を何らかの格好で金融機関なり、あるいは他の債権者もそうだと思いますが、SPCに対して何らかの債権、これはなかなか管理者側から見えない。いきなりどんと押さえる。最初は仮差しかもしれませんが、あり得ないことではないんです。

そういう具体的に起こり得る要素を考えてみますと、これを民間同士でやっているんですから開示しなくていいだろう。あるいはたまたま、機を見たら開示する程度の話であってはならない。今後の議論を深めるためにも、本来、やはりどういう契約関係でお互いにやっているのかということは、私がもともと考えていたのは、ほかにないために、このPFIの推進委員会でデータベースなりを持って、さまざまな契約を、私はずっと持って、だれでも参考にできるようにすべきだろうと思います。まだまだ、これで決まるわけではなくて、今後、ますます、さまざまな法的な要素について解決しなければいけない。そういうことはあるんだということを補足させていただきたいと思います。

F委員 少し前の話で恐縮ですが、タラソのレポートを書いた関係もありまして申し上げます。あのときは今と比べたら、まだ成熟していないときであったと思います。タラソの件は需要リスクの問題としてとらえる方が多いですけども、われわれが一番問題だと指摘したことは4か月間サービスが停止したことです。タラソは温浴施設というサービスだからまだよかったかもわかりませんが、PFIの視点からはサービスが止まるということは最も重大な問題と言えます。そういうことをしっかりと防げるような内容にこの指針ができていくかどうかということだと思います。その視点から見ると、少し書き方が弱いのかなというのが私には気になるところです。

山内部会長 光多さんのコメントにも、9番でしたか、何かそんなようなことが若干言及されましたけれども、書いてあって、意見がいろいろ分かれているんですけども、どうですか。

事務局 それでは、当面の整理としましては、31ページの「2）融資契約」の4行目の「望ましく」を「考えられ」に修正させていただき、その段の一番下の「一方」以下は注に落とさせていただく。

その上で、32ページの「(2)情報の公表」については修正しない。

33ページの実務上のポイントに「開示を受けた情報については、原則として住民に対しても公表されるべきである」という原則を書かせていただいていますので、これを前提に、ここはこのままにさせていただくということかと思いますが、いかがでしょうか。

山内部会長 どうですか、具体例が出ましたけれども、どうぞ。

D委員 32ページの「直接協定については、に準じて取り扱うことも考えられるが」は要らないのではないんですか。

事務局 承知しました。

D委員 そこは削除した方が、すっきりしていていいと思います。

山内部会長 D先生の話は、DAを出してもいいということではないかと思えます。

そのほかに、今の件でいかがですか。

それでは、一応、ここのところは今の形でまとめさせていただきたいと思えます。

事務局 頭からの「直接協定については、に準じて取り扱うことも考えられるが」、ここまでは削除させていただきます。

山内部会長 「直接協定」という言葉がダブってしまうからということですね。

事務局 はい。

山内部会長 それでは、一応、ここの点はこれで、そのほかにいかがでしょうか。

B専門委員 いろいろありますけれども、多分、書きぶりで修正できるものもあります。やはり焦点になるのは情報開示のところになります。任意解除のところでも少し奇異に感じる部分があります。4の(2)のところに「入札段階で生じた各種費用で回収できていない部分」云々がありますけれども、これは明らかにおかしい。なぜならば、我が国の税務会計上、事業会社に制度的に転嫁できる株主の費用は限定されるわけです。ということは、入札前にかかった費用、例えば外注設計費や、コンサルタント費用あるいは弁護士費用などは、事業会社、即ちSPCをつくるときに、あくまでも株主の費用となり、これらをSPCに転嫁することはできないはずなんです。

我々は何をするか。事業会社は、それを税務会計上、控除の対象にしますから、その段階で親会社はもう回収しているわけです。それを回収できていないということで請求することは、二重で取ることになる。当然のことながら、我が国の税会計法上に準拠した考え方を取る場合には、入札前の株主が負担した費用を契約後補償することはあり得ないわけです。それは株主の費用として当然、税法上の控除を得て回収しているでしょうということから、これは入札後の方が正しいと思えます。これは内容が違っているという事例ですね。

そのほか、文章を書き換えた方がいいような点が若干ありますけれども、今日は詳細になりますから、あまり言いません。恐らく議論する必要もないと思えますので、別途、書面で出させていただきます。

でも、先ほど少し申しましたけれども、情報の公開の注のところで「融資契約上の権利義務関係の方が重要事項になることがある」とありますが、これは何を言っているのかわからない。これは融資契約上の規定の方が上位になる、すなわち、優先して適用されるという関係にあるということだと思います。重要事項ではなくて、財務制限条項とかさまざまなガバナンスというものは、事業者を律するためにより上位のハイヤースタンドとして存在しているのであって、重要であるからというわけではない。明らかに違ったものなんです。だからこそ、公的主体はその内容を知る必要がある。こういう論理になるわけであって、その辺は正確に記載しないと確実に誤解を生ずるような気がいたします。

あとは細かい問題なんですけど、一部微妙なところもありますね。理論的におかしいもの

もあります。物価高騰リスクの最初のところに「契約締結日から竣工までの期間が長期であることから、通常の公共事業よりも問題が深刻であり選定事業者にとって大きな負担となっている」。これは論理的におかしいわけです。というのは、SPCはLump-sum, fixedで請負工事事業者にパススルーして、請負工事事業者は出来高払いで支払いを受けているわけですから、恐らく、これは期間だけの話ではなくて、価格の取り決めや仕組みの在り方をあらかじめ固定する仕組みで、これが選定事業者に対して大きな負担を強いている。これが論理的に正しいのではないかと思います。ほかのところは正しいわけですが、これは期間が長いからおかしいんだというのは少し正確なロジックには合わないような気がします。

そのほか、47ページ。これは資料3ですから、どこでしょうか。何かおかしいものがありますね。法令変更のときの3の(3)で、これは明らかに間違いではないでしょうか。「基本的には管理者等がリスクをとるべきである」というのは、事業者がリスクがあると取れますが「(3)リスク分担に関する考え方」です。後ろの部分と全然内容が違ったことが最初に書いてあるので、おかしいのではないのでしょうか。何かございますか。

事務局 何ページですか。

B 専門委員 資料3の47ページの(3)の5行目で「基本的には管理者等がリスクをとるべきである」というのは明らかに逆ではないんですか。これは事業者ではないんですか。

事務局 「法令変更は選定事業者がリスクを管理できないという考え方を前提にすれば」ですか。

B 専門委員 「(3)リスク分担に関する考え方」の一番最後の部分です。

事務局 「除いては」ということなので、前の場合には、この、 、 だと選定事業者がリスクを取るが、その他は管理者がリスクを取るというのが今の記述ということかと思えます。

B 専門委員 でしたら、もう少しわかりやすいように書いた方がいいです。

事務局 少しわかりにくいですか。

B 専門委員 そうです。非常にわかりにくいです。主語と述語が離れていて、真ん中に逆の意味のことが記載されているため、前から読むと誤解しやすいわけです。

事務局 それでは、御指摘のように、表現はもう一回、事務局で考えます。

B 専門委員 後ろの方は正確にわかるんですけども、この文章だけは、私は誤解してしまいました。あくまでも逆のように見えるからです。

事務局 誤解がないように修文します。

B 専門委員 もう一つの別の書類で、業務要求水準書の方ですが、これはあまり問題はありません。資料の見え消し版の方を見ているわけですが、7ページ目を見ていただくと、1回しか利用しない言葉に「以下」という定義がある。これも何かおかしな話で

すね。「(4) 支払許容度の範囲内か否かの確認」で、なぜ1回しか出てこない言葉に「以下」などがあるのでしょうか。どこかにあるのであれば、御指摘ください。多分、前ドラフトのときにあったのを、消したために不要になっていると思います。

それと(5)についても誤解を招きます。例えば、よく読んでいただくと「対価についてもその水準を明確に示していく必要がある」とある。対価を設定するとは、私は予定価格を開示しろということかととらえましたけれども、明示的に示すとか、もっと誤解を防ぐ説明の方がいいのではないですか。例えば「対価と求められているサービスの水準との間の整合性が保たれているか否かを確認する必要がある」などと記載すればよいのでしょうか。予定価格を明確に示すということではないわけでしょう。

事務局 そこは違います。

B 専門委員 でしたら、例えば「設定する」とかという、予定価格と間違えられるような表現は避けた方がいいような気がします。

事務局 ありがとうございます。

B 専門委員 もう一つ、致命的なのは17ページの「(3) 管理者等側のサービス利用者(ユーザー)の関与のあり方」という表現がありますが、実は17~18ページは、私は用語の使い方に関し、根本的に書き直した方がいいと思います。なぜかということ、それは地方公営企業法の観点からは、医師、看護師は管理者が提供するサービスのユーザーという考え方はありえないわけで、この表現は賛成しかねます。

医師、看護師は公的医療施設の経営運営にも関与しうる公的主体の一員と考えるべきです。本当のサービスのユーザーは市民であり、患者でしょう。管理者とユーザー、内部の医師、看護師を分ける考え方は、地方公営企業法の観点から言えば全くナンセンスであって、こんなことを考えるから病院のガバナンスはだめになる。というのは、責任があいまいになる。だれが何をやっているかがわからない。管理者が医者をお客さんだと思って対応するなどという表現は、非常に奇異な考え方になってしまっています。総務省は何を考えているのか、是非とも御意見を聞いてください。こんなものはあり得ないはずですよ。こういうことをしないように今の地方公営企業とか医療の体制を考えているのではないのでしょうか。文章的にはおかしくはないわけですが、内容がおかしいわけです。

同様に、20ページの注のEUの競争的対話がありますけれども、これも文章的には間違っていないんですが、誤解を招く表現で違和感があります。例えば英国政府の正式文書では、価格を含めたすべてが、対話の対象になると確かに記載がある。でも、この後ろの文章とのリンケージが少しおかしいのは、英国の場合には、対話はソリューションを見つけるための入札前の価格を含めた対話になり、条件はオープンではないわけです。ところが、この注の後ろは条件がオープンなことを前提に書いているから、誤解を招きやすいわけです。

私が言いたいのは、競争的対話は何でもありで、価格も交渉できるということを含みうる表現は、EU委員会は使っていないということです。あくまでも対話後、競争的関係を保持した上で、改めて条件をオープンにして、再度入札をするわけです。だからこそ、競

争的対話というものはEU法上許されるわけですが、現状ではそれを混同しているような書き方になる。文章の要素は正しいんですが、一緒に合わせることによって何かおかしな考え方になっているような気がいたします。

要素はそんなところで、あと、誤字・脱字がございました。これは後で御報告いたします。

山内部会長 B先生、今、おっしゃったところは、基本的に書き方の直しということですね。

B 専門委員 本質論ではありません。

山内部会長 ということは、それは一応、ここでの皆さんの議論とは少し違って。

B 専門委員 本質論ではありませんから、事務局が合理的と判断すれば、修正していただければいいんです。

山内部会長 それでは、それは御指示いただいて、あれですね。

事務局 ユーザーというような書き方、その他、適切に直したいと思います。

山内部会長 そのほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

D 委員 まず資料7 - 1で、細かい点なんですけれども、2点あります。

18 ページで、国土交通省がコメントしたというところなんですけれども、物価変動で、何を変更したいのかがよくわからなかったんですが、恐らくインフレだけではなくて、デフレの場合にも対応すべしという意図だろうと思うんですが、直してきた箇所を見ますと、基本的に高騰のことだけしか言っていないくて、例えば18ページの3の「(2) 急激で著しく、かつ通常予測不能な物価上昇による建設費の高騰」となっていますね。それで「物価上昇」は「物価変動」に直していますが「建設費の高騰」というところは直っていないので、まだ高騰のことだけを想定している形になっています。

具体的な選定の内容という19ページの方を見ましても、
、
と留意点を書いてあるんですが、
の場合は「予測不能な物価変動を対象とすること」と書いてあるんですけれども、
は「サービス対価を変更する場合でも、全てを管理者等がリスクを分担するのではなく、双方がリスクを分担することにより、選定事業者が影響を緩和するよう努力することを促すこと」。これは上昇のことしか言っていない様にとれるんです。上がった場合に管理者等が一部リスクを取ることによって、下がった場合には管理者等にも一部リターン(サービス購入費の減額)が得られることができるようにするべきではないかと思えます。そこは確認をしてもらえればと思います。それが1つ。

また、その下の「5. 留意点」の「(1) 支払方法」も「物価変動により建設費を増額変更する場合」となっていますので、増額のことしか言っていないと思います。

それから、37ページの一番下の「(4) 契約に携わった弁護士の関与の有効性」で「有効である」を「基本とも考えられる」というふうに直してあるんですが、この「基本とも考えられる」というのは非常にあいまいな文章でわかりにくいです。そもそも、契約に関

わった弁護士が必ずここで関わるのが基本というのは少し強過ぎると私は思いますし「有効である」と言うこともやや強いかなと思っています。当然、契約書に明確に書いてあれば、別にどの弁護士であろうと、契約にのっとって交渉に入り、協議ができるはずで、そもそも、契約があいまいであるから、その経緯を知っている弁護士でないとできないという前提がおかしいと思いますので、ここの書きぶりはもう少し緩めていただきたいと思っています。

あと、先ほどBさんがおっしゃった競争的対話は私も違和感があって、この書き方ですと、対話による条件の変更について、具体的な対応がよくわからないと思います。自治体の担当者がこれを読んだときに理解できるよう、もう少し明確な形で書き直していただければと思います。

以上です。

山内部会長 それでは、1点目は確認をして、整理して、2点目はどうでしょうか。

事務局 2点目は、実は光多先生の御意見の紙をごらんいただきますと、資料6の11番で、37ページの(4)について御意見を賜ってございまして「・本来、(時点にもよるが)契約締結の際の弁護士が関与して解決するのが(有効であるというのではなくて)基本でしょう。時間が経った後等、これが困難な時には紛争調停等を考えるのでしよう」という御意見を受けて、多少あいまいかもしれませんが、修正をさせていただいたような次第でございます。

基本がもし強いということであれば「行うことも考えられる」ということも考えられます。

C委員 1点いいですか。光多専門委員の11番の書きぶりというのは、最後に「これが困難な時には紛争調停等を考えるのでしよう」。この「紛争調停等」という中に、例えば仲裁とか、あるいは法的な何らかの解決の場を求めるということであるとすれば、その前の段階で弁護士が責任を持って解決するというのは、言ってみればお話し合いで解決ということであり、例えば仲裁制度に片一方の仲裁人として選ばれるとか、そういうことではないか。むしろ、実際にそれに関わった弁護士さんがいて、その契約の内容等で問題が生じたとすれば、むしろ当事者としては仲裁人を選ばずに、参考人として、あるいは証人とまでいくかどうかはありますが、呼ぶことは当然あるんだろうと思いますけれども、少し状況設定が違うんだろうと思うんです。そういうふうに考えるんです。

B専門委員 少し意味がわからないのは、従前、起用した弁護士を利用するのは契約の裏面にあるインテント・オブ・ザ・パーティーズを正確に把握している、すなわち、過去の経緯を知っているから効果は高いというだけだと思うんです。弁護士は当然、仲裁行為においても起用し、当然、自分たちの権利を保護し得る主体ですから、係争の場合には、常に起用することになり、仲裁の場合は不要というのでは、何かおかしいような気がいたします。

山内部会長 といいますか、おっしゃるようなことが基本でしようというふうな言い方

をされたのではないかと思うんです。要するに立ち会った弁護士がやるのは、まずはそこから始めるねという言い方かなと思うので、そういうイメージです。

事務局 記述上は「第三者が入る手続に先立ち」という頭があってということなので、ですから、前段階ということではあるんですが、やはりほかのところで考えられるぐらいなんではないでしょうか。

山内部会長 それは少し考えていただいて、光多さんと調整していただけますか。

事務局 はい。少し考えて、また調整させていただきます。

山内部会長 それでは、あれはそれで確認していただいて、そのほかはいかがですか。どうぞ。

G専門委員 前回、12月の総合部会で7月案と12月案ということで対比して議論させていただいて、わかりやすさ、それから、これまでの経緯も反映してということで、7月案をベースにして、12月案で積み重なったものを反映していただくということで、今回、それが資料1と資料2という形で出てまいりました。そういう意見を申し上げた者の一人としては非常にわかりやすくなったと思います。あるいはメッセージ性も明確になったと思いますので、短期間の作業で事務局が大変だったと思います、非常にありがとうございました。

そこで、幾つかコメントをさせていただきたいんですが、まず前回の7月案の中でかなりの量の約款の例というものが出てきておりまして、その議論にもかなりのページ数を割いておりましたが、今回はそれを全部割愛されています。そのことについては、私の方はむしろ、今の作業の状況とか今後の作業を踏まえれば、そういうふうにあった方がかえって混乱がなくて、成果物としてはわかりやすくなっているのかなと思います。ですから、そういう意味では、そういった整理をされたことについては非常に明快で結構ではないかと思います。

それに関連したところとして、資料1でいきますと、7ページです。「(9)最後に」というところの1行目に「今後も本委員会でも十分な議論を経た上で、条項例、さらにはPFI標準契約を作成していくことを想定している」ということなので、そういった条項に関するところはそういうところに譲って、今回、資料1のところでは条項の中途半端な議論は避けておられるというふうに理解していますので、こういうことが明確になって、今後、この委員会で約款の議論をこれからやっていただければいいのではないかと読んでおりました。

それから、細かい点も含めてなんですが、まず「てにをは」的なもので恐縮ですが、資料1の46ページで、下の注40ですが、少し意味がわからなくて、これで正しいのかを教えてくださいました。かかったんですが「ユニタリーペイメントは、施設の設計・施工・維持管理・運営を通じたサービスの提供に対する不可分の対価と考え方で」というふうになっていて、意味がよくわからなかったもので、先ほど、これを前の方へ持っていくということで、ぱっと読んでよく意味が取れなかったものから、ここは多分、もとのお話があつてはしよ

ったのか、何か途中でわからなくなったのかなと思います。

山内部会長 ですから、文章的には「不可分とする」にした方がいいと思います。

G 専門委員 「不可分とする」というような意味ですね。

内容に若干踏み込んだ点として、25 ページの「第 2 章 任意解除」のところなんですが、概ねはこういった形だと思いますし、あるいは先ほど B 専門委員からも意見が出て、そういうことを直していただければよりわかりやすくなるかなと思いますが、少し私の方で気になった点として、例えば「1. 概要」のところに、下から 4 ~ 5 行目で「大きな費用負担」、それから「管理者等はこれら費用を補償する」ということで「費用」「費用」という言葉になっています。

それから、26 ページは「(2) 実際に生じた損害」。これは実際に生じた損害というものがどういう定義なのか少しわかりませんが、それから、27 ページに「(3) 逸失利益」という表現が出てきまして、28 ページの実務上のポイントのところには、特に「任意解除時の選定事業者に対する損失補償額は、実際に生じた損害については原則全て補償する。一方、逸失利益についても補償の対象とするが、範囲は限定される」ということになっていまして、何を申し上げたいかといいますと、この任意解除の条項で触られている補償を、何を補償するかというものについて、用語にも少しばらつきがありますし、例えば「費用」の意味するところが何か経費のようなことにもとらえられかねなくて、冒頭、非常に限定的なことを言っているように見えるんですが、各段落ごとにいろんな言葉遣いで、多分、言っている補償の範囲もずれてくるんだらうと思いますので、この辺の統一をしていただいた方がいいのかなと思います。そうしますと、どういうふうに具体的にやるのがいいかということを考えてみますと、

まず「1. 概要」のところの「費用」という表現をもう少し別の表現にさせていただいた上で、この実務上のポイントの が大原則の考え方だとすると、この大原則の考え方を、第 2 章のどこか、比較的早い段階で明示しておいて、それに関わる議論として、この部分はこうだというふうに展開していただいた方がわかりやすいのではないのかという気はしました。そこは内容的に大きな点です。

それから、これは B 先生の方への質問になってしまうんですが、先ほど建設費に関わる物価高騰のところで長期であることから云々というお話があったんですが、それは 18 ページの「2. 問題状況」の 3 行目で「契約締結日から竣工までの期間が長期であることから、通常の公共事業よりも問題が深刻であり選定事業者にとって大きな負担となっている」というところですね。それで、これに関しては私自身は、ある程度、よくわかる表現になっていまして、もう少しかみ砕いて言いますと、PFI 事業は手間暇もかかることから、それから、設計、建設という 2 段階が施設整備の中に含まれていることから、契約締結から建物の完成まで、通常の公共工事と比べるとかなり時間がかかります。その間に変動リスクにさらされる機会が多いということと、高騰基調のときには期間が長いですから、物価の上昇幅が大きい、あるいはインパクトが大きい。そんな意味をこうやって書いている

と思うんです。そういう意味で言いますと、こういう記述があっても問題がないのかなというふうに思っておりますお聞きしたんです。

B 専門委員 いや、選定事業者がゼネコンさんだったら全く問題ないわけです。でも、そうではないケースもあって、別に反論しているわけではないんですが、基本的な論理がおかしいわけです。リスク分担の問題と契約主体の問題が微妙に絡んでいて、期間だけではないはずなんです。価格の決め方が影響を及ぼしている。それでリスクの分担の在り方もあるわけでしょう。例えば請負事業者は、単価ベースで出来高払いで支払いを受けるというのは PFI でも、公共工事と同じですね。価格の決め方とそういう主体の問題が絡んでくるからであって、期間だけではないわけです。いわゆる価格の取り決め方とか、リスク分担の在り方とか、仕組みが問題なのではないかということなんです。

山内部会長 要するに、今、G 専門委員が期間が長いとおっしゃったような意味は、それは勿論、含まれているように思います。そういうことではあります。それだけではなくて、この物価高騰とかそういうことの要因が非常に顕著になるには、今、おっしゃったような幾つかの要因がほかにもあるから、それを書いてということなんです。

B 専門委員 ここだけ、竣工までの期間が長いからという唯一のものに持っていくというのは何か奇異な感じがするという意見になります。

山内部会長 わかりました。そういうことであればよろしいですね。

そのほかにかがでしょうか。

どうぞ。

C 委員 5 点ほどあります。

まず第 1 点は、今回のいろんな契約解除とか物価変動とかというようなところで、当初設定した条件・状況から変化した場合について議論しているわけですが、先ほど D 委員も御指摘になったように、概して言えば、プラスになった。つまり、費用が大きくなったときの負担。でも、どちらもあり得るわけです。

そういう点で言いますと、1 つは物価、物の購入コストです。でも、それだけではなくて、2 番目には資金の調達コストもあるんです。3 番目には、それとは少し別に、先ほども B 専門委員が触れられたことと若干関係するんですが、費用について、これは光多専門委員の意見の中にありますけれども、過去に費用計上した引当金の設定。こういうものはどうなるのかということが書いてあるんですが、おしなべて言いますと、要するに民間事業者にとってマイナスのことだけ議論しているんですけども、その反対もあり得るでしょう。これも議論をしておかないといけないんです。その場合にどう対応すべきかという対応の方法についても示しておく必要があるんだろうということなんです。

そういう点でいきますと、第 1 点の物価について言えば、これも書いていますように、物価が下がったときに、それでは、どうするんだ。管理者側が要求して下げろと言えるのかどうか。これについて、明確には何も書かれていないわけです。この辺のルールも決めておく必要があるんだろう。

次に融資でございますが、融資のコストについては今回はするなという意見もあるぐらいでございますから、資金調達コストに関して言いますと、ほとんど議論になっていないんです。これは大体、市場の条件と申しますか、金利に従って、それが例えば担保が設定されているか、されていないかとか、あるいは訴求するか、しないかとか、そういうことでレベルが変わっていくのでございます。

1つ事例として考えていただきたいのは、かなり高金利の時代に契約が結ばれた。それで、今みたいにゼロ金利になってしまったら、普通は金利が上昇することに備えて、民間事業者というものは、その期間に合った設定をするわけです。つまり、それだけコストが高い金利を払うわけです。1年物よりは10年物、10年物よりは20年物と、普通は高いわけです。ところが、金利が下がっているときに、管理者も実はサービス購入型などではほとんど負担を間接的にしているわけでございますから、考えてみまして、ペナルティーを払ってもいいから、解除してくれ。その方が、後々を考えたらコストが安くなりますね。こういうこともあるわけです。

あるいはスワップコストというものが前にも議論になりましたけれども、それはもうやめて、別の資金調達構造にした方がペナルティーを払っても安くなる。そういうこともあるわけです。そうすると、SPCだけの問題ではなくて、管理者にとって必ずしも負担増になるだけではなくて、負担減になることもある。それも実は同じ構造の中であり得るので、それも同時に議論しておくべきことなんだろうと思います。

次にアカウントについて、例えば光多専門委員が触れていらっしゃいましたのは修繕引当金。これはなかなか、日本の税法上の構造もあって、すんなりと税務当局が認めてくれないこともありますから、少し税務上の問題は差しおきまして、10年後の大修繕に備えて引き当てを考えて、每期、サービスフィーの中に入れておきます。こういうことを想定しますと、会計上、どうなるかといえば、引き当てしていますから、利益から控除されているわけです。当然、それを控除した上で利益が上がってきている。ある日、突然、それはやめましょう。そうすると、どういうことが起きるかと言いますと、途端に修繕しないで済んでしまう。本来的な債務事項が民間事業者にとってなくなってしまう。そうすると、そのところは利益計上することになるんです。そうやって議論をきちっとしておかないでほうっておきますと、清算時点で要するに民間側に利益が出てしまっただけで、それについては当然、税金がかかる。こういうようなことがあるわけです。

ですから、最終的に言いますと、逸失利益を議論するときに、これは実はもう少し事細かに、より具体的な項目ごとに議論した上での結論を、この先、別途、これとは別にする方がよしいんだろうと思いますが、例えばそういう中に、プラスするものとマイナスするものが両方あるんですということだろうと思います。

ここの3番目の観点については1つ、あと4つあるんですが、少し置いておいて、B専門委員に御意見と言いますか、お伺いしたいんですが、当初に入札するときのコスト、入札準備するコストと、一応、あることはあるわけです。普通考えると、民間のロジで

すと、確かに民間側が勝手にコストをかけて、ロスハロスとして税務上認められれば落としていく。こういうことはあるんだろうと思います。かなりはっきりとした費用の中で、SPCで費用計上できないというケースで、例えばプロジェクトを、競争的に最初にプランを見せて、それは有償ですというような場合に、費用を払ってもらおうようなケースならいいんですけども、ないといった場合に、民間事業者が後々の利益の中でそれに見合う部分を埋めていく。こういうふうにも考えることもあるんだろうと思うんです。

一般に一つの会社であれば、のれん代とか当初の費用を、バランスシートで言えば資産計上してしまっていて、それを期間費用対応で落としていく。こういうことがあるんだろうと思いますが、そうでないようなケースで逸失利益での計算のところまでそういったものをどう考えるか。それについて御意見を伺いたいと思います。これは少し置いておいて、その質問だけしておきます。

その次に2番目の点で、これは先ほどの仲裁とかに関与した弁護士について、これは大体、議論が出尽くしていますから、この弁護士の議論については、関与した弁護士について、当然、意見は聞くことになろうかと思いますが、状況によって、民間側がまた依頼をするか、あるいは管理者等が使った弁護士をまた雇うかどうか、状況によって全然違うんだろうと思います。是非ともやってくださいという場合もありますし、これではだめだという場合もありますから、ただ、いずれにしても、当時の経緯を知っている、ある意味で重大な証人ですから、そういう意味では位置づけるけれども、当然に仲裁人になるとか、そういうことではないんだということなんだろうと思います。

3番目に競争的対話でございますが、これはPFI法の附則に出ておりますので、この議論は進めなければいけないということでございます。そういう意味では、当然、触れて当たり前なのでございますが、なかなか、これはなぜ、そういうふうに附則でしれっと負担だけ残るような格好で書いておいて、具体的にはやっていないかといいますと、従来の日本の公共事業等における入札とは相入れない要素がかなりあるんです。ですから、これは方法論とともに、法的な点での齟齬をいかに乗り越えていくかということも考えないといけない。つまり、勝手に議論しただけでは済まないんだということもございまして、この文書の中で触れる場合に、基本線をそらさないように書くのは当然なのでございますが、そのときには、これは注意すべきことなんだ。それで、更には議論が必要なんだということがわかるようにお書きいただきたいと思います。

4番目でございますが、これは光多専門委員の意見書の中で、1番、最初のところで「コンコア」「ノンコア」という表現がございます。「コンコア部分を効率的に行うもの」。確かにこういうことございまして、このコア部分と言っているのはPFI事業のまさに対象になっている場合といいますか、対象になっているような事業について効率的に行うということなんですが、言うまでもないんですけども、なかなか民間事業者ができないような規制がある事業分野があるわけで、これは病院もそうでございますし、公教育ということになると、そういう部分があるわけです。先ほど、だれが利用者かとい

うところでありますから、こういうところで投資をしているような事業で大体そうなんですけれども、つまり、それ以外が民間事業者の力がふるえる範囲だというようなPFI事業の形態といいますか、構造があるわけなんです。

このところをきちっと分けておかないといけませんので、そうしていきますと、これはPFIなどでよく議論になっておりまして、当初から標準契約などはそれに沿っていてというのはありますけれども、私に言わせれば、もっと単純な、わかりやすい、つまり、施設の整備もそうですし、それを利用して事業も行うというような事業形態であれば、まずそこから議論を始めて、その上で民間事業者ができない分野があった場合に、その部分をどう整合を取っていくか。こういうふうに議論を進めるべきなんだろうと思うんですが、実際にある以上、これも触れざるを得ないんですけれども、そのところが混同しないような表現でお願いしたい。

次に5番目でございますが、ここはいっぱい箇所があるのでありますけれども、特に注等で、そういう指摘があるとか、そういう意見があるという表現が多いのでございますが、大体、そこで「指摘がある。」「意見がある。」で終わっているんですが、あるのであれば、それはどうなんですかということなんですね。これはあくまでガイドラインになるべきものなので、それでは、読んでいる人がどう受け取るか。あるので、つまり、それはケース・バイ・ケースですけれども、内容によって、留意すべきとか、注意すべきとか、問題を避けるべきとか、何かあるといった状況において、それをどうとらえるか。更には、あるので、更に議論を要するので、今後もやりますというふうなことになるかもしれません。そのところの、それを引き取ってどうするかというふうにして締めさせていただきたい。

それでは、1に戻って、B専門委員の意見をお伺いしたいんです。

B専門委員　いわゆる入札の時点では、SPCは構成されていませんね。この意味では、ここで言うかかった費用とは、あくまでもサードパーティーコスト、第三者に対して支払った費用です。内部コストは立証できませんから、当然、サードパーティーコストになる。

それで、落札してSPCをつくる。そのとき、我が国の税法は、本来ならば、資産価値としてSPCに転嫁できるものを殆ど認めてくれません。SPCに転嫁できるコストとは会社設立費用等ほんのわずかなものだけで、それ以外の、例えばエンジニアリング費用とか、起用した弁護士・コンサルタントの費用は、実はSPCにチャージできないのが日本の法制度でもあるわけです。

SPCに転嫁できない以上、我々投資家は案件形成、入札からSPCを設立するまでの様々な開発費用は、期間損益の中で処理しますから、例えば赤字でなければ、赤字である会社がPFIに入札するのはあり得ないはずなんです。通常、利益を上げていればこれら開発費用は全部費用計上して税前で控除してしまいます。税負担を軽減するという意味では、これら費用は一定程度正当に回収しているということでしょう。健全な企

業であるならば、費用化できるというシステムがあるわけです。

外国では違ったシステムがあります。親会社が負担した費用を、SPCの資産として転嫁できるわけです。これがために、クローリング後、これら親会社負担費用を資産としてSPCに計上させ、ファーストドローダウン、即ち金融機関から最初のお金を借りるときに全額回収できるという仕組みになります。ただ、日本ではそういうことは税法上認められていないということなので、残念ながら、事業会社株主はSPCが構成できる前のコストをほかにチャージする方法はなく、あくまでも税法上の処理として回収する。これが基本になると思います。

一方、ゼネコンさんなどが内部的なマンパワーで億単位のお金がかかったといわれているわけですが、これはあくまでもマンパワーの費用や内部管理費用でしょうから、残念ながら、これは立証できない費用類型ですね。会社によっても事情が違いますし、これを公的主体に要求するのはおかしな話だと思います。対象がサードパーティーコストである限り、それは基本的には税法上でカバーされているのではないかというのが私の考えになります。

C委員 よくわかりました。要するに一言で言えば、税法上、費用計上できて、そこで損益上は決着しているというようなものについて言えば、もし、それを、例えばSPCに押し付けるとすれば、そうすると、これは日本の税法上は贈与みたいな格好になってしまいますので、ですから、そういうものは海外でどういう理屈でやっているかということをお明らかにした上で、日本では、現状はそうならないということ。

B専門委員 私は、麹町税務署に特例措置としてそういうものを認めるべきだという申請をしたことがあります。残念ながら、前例がないという形で拒否されました。

山内部会長 わからなかったのではないんですか。

C委員 それでは、そういうことで明示していただくとわかりやすいのではないかと思います。

山内部会長 それで、今のCさんの御指摘は、最初の点が結構大きかったんですけども、むしろ物価の高騰だけではなくて、下がるものもありますし、それから、調達コストもそうですし、引き当てもそうだという話になって、これについては、さっきの解釈ですと、これはもう少しちゃんと議論しなければだめですねということをおっしゃったという理解ですね。

C委員 そうです。議論するのと、そのときのルールを、上がるときにどうだ、下がる時にどうだということも同時に明示しておかないと混乱のもとではないですかということです。

I委員 さっきDさんも言っていましたけれども、物価の高騰だけではなくて下落ということの後から書いてきましたけれども、それでは、そのときにどうするんだということがわからないとあまり書けないのではないかとはい思いましたけれども、その辺は何か御示唆が、例えば国交省からコメントがあるんですか。

事務局 その点は現状では持っておりませんが、ただ、本当は、今、C委員に御指摘いただいたことは本質的なことでもありますし、かつ、表現だけの問題でもないかと思えます。本当はきちっといろんな諸外国の事例や、日本の様々な運用であり、税であり、いろんな制度を整理させていただいて、若干、そこは時間をいただくことになると思えます。

したがって、問題の所在があるということは盛り込ませていただければと考えております。

山内部会長 それと、2～4番目のところは、弁護士の話はさっきのことで、それから、対話とか、運営重視の問題とか、指摘があるという書き方で、この辺の書き方の問題は少し工夫してもらおうということですね。

C委員 そうですね。書きっぱなしで出ないようにね。

山内部会長 お願いいたします。

そのほかに何かございますか。

どうぞ。

F委員 契約の方には、リスクの特定の話を最初の方に入れていただいたのですが、この要求水準の方でなかなか見つかりません。例えば6ページの「II 業務要求水準書に求められるもの」で、上の方に 、 、 とあるのですけれども、この中ではやはりリスクを明確にして、その適切な分担を考えるとすることは一つ重要な項目だと私は考えています。それに伴って、(1)とかいずれかのところに、先ほど、この業務要求水準書をつくる段階で、リスクのワークショップという言い方がいいのかどうかはわかりませんが、そういうリスクの特定化とその適正な分担に関わる過程が必要だということは、やはり入れていただくべきではないかなと思えます。

山内部会長 これはどうですか。

事務局 ひとつ、そういう方向で取り扱いたいと思えます。

山内部会長 そのほかはいかがでしょうか。

H専門委員、どうぞ。

H専門委員 もう随分議論されていると思うんですけども、私も少し気になったのは資料1の27ページの「(3)逸失利益」のところの書きぶりで、このところがやはり、光多専門委員の御指摘のとおり、3行目から7行目ぐらいのところですか。これだと、本当に逸失利益が必要ないみたいな話にとられかねないという感じがいたしますので、補償ルールというものをよく協議するといいますが、精査することは必要であるというようなことを入れなければいけないのではないかと思います。

もう一つ「(2)情報の公表」のところで、住民の立場といいますか、やはり住民のためにやるわけですので、33ページの実務上のポイントの のところで「原則として住民に対しても公表されるべきである」と書いてあるのが非常に気になって「住民に対して公表されるべきである」というふうにすべきだろうと思えます。

事務局 御指摘のとおりにさせていただきます。

山内部会長 後の方ですね。

事務局 はい。

山内部会長 逸失利益のところはいいですか。

Ｃ委員 実は逸失利益のところ、前に中途半端な議論になってしまったんですが、逸失利益は何ですかということをごきちんとしておかないといけないんだと思うんです。ここにも少し触れられていますけれども、要するに財務計画から算出される利益があるんでしょうし、いろいろ、例えば特許の契約みたいに、金額確定で契約してしまっただ中でやって、まさに得べかりし利益を入れる場合とか、そういうケースだっていろいろあるわけですから、ここで言う逸失利益というものは一体何なのかということをごきちんとしておきたいということなんだろうと思いますが、もしないと、私も議論がよくわからないんです。

その中で、利益とは一体、何だろうか。前に言った、部分的に構成されているものの合計なんです。そもそも、利益は何でもらえるのかということから始まるんですけれども、そうするとリスクとも関連してくる議論に実はなってきました、これはなかなか簡単に1本で言い切れないところがあるんですけれども、当然、過去に確定されている部分について言えば、それをきちんとして埋め合わせるのは当然なんだろうと思います。それがたまたま、アカウント上、利益のところを反映させる。つまり、期間利益に落としているようなケースの場合は、当然、入ってくるんだらうと思いますけれども、そうでない、今後、発生するものについての、それに対応する利益をどう考えるべきかというようなこともありますので、これは正直、今、結論をいきなり出して、明文中でそれを決定的に言うというのはなかなか難しいんだらうと思います。

ただ、そういうことなので、とりあえず、逸失利益とは何かということをお願いしたい、その上で、その中身について、その区分ごとにどう考えるべきか、あるいはどういうふうに契約に反映すべきかという議論は、今後、行うというふうにするのか。そういうふうにご書いていただいた方がいいのかなと思います。

山内部会長 さっきH専門委員がおっしゃった逸失利益のところは、この表現だけではなくて、もう少し精査をしたらかそういうような明文を入れて、今の意味をここに盛り込めばいいということですね。

Ｃ委員 そうです。

山内部会長 そういうことでお願いします。

Ｃ委員 そこで申し上げるのは、皆、逸失利益、利益と言っていますけれども、先ほどの引当金みたいに、過去に必ずしも利益に反映されているかどうか分からないけれども、最終的にはされるような項目はありますので、そこまで含めた分析をしておく必要があるということだと思えます。

山内部会長 そうですね。この契約解除とか何かを見たときに、引き当てたものを

どう見るかというのが、またありますからね。

そのほかにいかがですか。

Dさん、どうぞ。

D委員 今の件とも関係するんですけれども、やはり 25 ページの「第 2 章 任意解除」ですけれども、この任意解除を濫用すべきではないという御説明がいろいろあるんですが、それをもう少しシンプルに、わかりやすく書いた方がいいかなと思っています。

そもそも、直営でやる場合は自らが、公共が投資をするか、債券を発行して借り入れという形で建物をつくるかということで、当然、100 なら 100 というお金を使ってやるわけです。PFI の場合、それは分割になっていきますから、途中でやらなくなったときに、残りを払わなくていいということはありません。そこが理解されにくい、表現になっていると思っています。何か事業をしたり、何か建物をつくるときには従来型でやっても、自ら投資をするわけですから、当然、払うものであり、あるいは借り入れをするわけです。PFI の場合、途中でニーズが変更したり、住民要請が変わっても、やめて、払わなくていいということはないわけです。少なくとも、建物整備にかかるものは当然払われるべきものということが理解されるような書きぶりにした方がいいと思います。

サービスの、いわゆる運営費の部分は従来型でも、途中でやめて、運営内容を変更するということがありますから、そこは当然、パラレルではないわけです。何で補償しなくてはいけないのか、といった議論が起こらないように、少なくとも直営でやっても、当然、整備にかかる部分は税金を一括で投入するか起債で対応するかは別として、従来型であっても元にはもどりません。ですから、最低限、PFI でも払うのが当然でしょう。運営の対価のところについてはどうすべきかということは、また別途分けて書いた方がわかりやすいかなという気がします。

逸失利益に関してですが、そもそも、従来型であればトータルで 100 かかる、PFI でやれば 80 ができる、といった場合、この 80 には民間の利益も含んでいます。公共としては、従来型よりも 20 少ないコストで同じサービスが提供できるから PFI という選択をしたわけですから、本来であれば逸失利益も含めて払うのが自然と考えられます。ただ、従来型であれば、整備にかかる部分は払わねばなりません。運営部分については、将来的にサービスが不要になったときにそこでストップして、残りの運営の対価は払わなくていいという状況になる可能性もありますので、その部分の逸失利益に関して、どういう調整をするかというのは協議になるべき性格のものだろうと思います。そのような基本的な考え方と、実際にどういう性質のものについて協議の対象とするのかについては、きちんと分けて書いた方がいいのではないかと思います。

山内部会長 どうぞ。

C委員 今の御意見で、逸失利益の問題と損失補償の問題が、実はここは同じなべの中に入ってしまうようなものだろうと私は考えています。ですから、逸失利益の議論を

するときに、利益だけではないと申し上げた部分と損失補償のところがあります。

少し補足させていただきますと、今、D委員が、残りの支払うべき債務は払うべきだというふうにおっしゃったわけですが、これはもっと会計的に整理すれば、かなりの部分は解決するんだらうと思うんです。といいますのは、資産を形成するような部分について支出されているものについて、SPCというものは、そこで清算することになれば資産処分もすることになるわけです。そうしますと、そこで帳簿価格、簿価と現実の資産価値で乖離があるわけです。ほとんどはマイナスになるんだらうと思いますが、場合によってはプラスになることもあるわけです。そこも含めて、リキデートするわけですから、リキデートすることに伴う利益と損失。これは計算しなければいけないわけです。その議論を空白にしたままで、どれを払うべきかということは誤りにつながってしまう。そういうことなんだと思います。

ですから、特に任意解除の場合に、最終的に事業をやめて、SPCをリキデートするときには、要するに資産、負債を全部整理して、資産が全部ゼロになってしまうわけでもありませんし、あるいは隠れた負債もあるかもしれません。そういうことも含めて、全部、清算をしていく。ただ、全く将来にわたって、費用負担が初めて将来に出てくる。そこでリスクもあることに対応して得られるだらうパートナーとしての利益というものは、私は入れる必要はないんだらうと考えていまして、その辺はやはり利益の構成要素ごとにきちっと整理をする。その議論を踏まえた上で、今ではないけれども、今後、議論を出していく。そういうふう考えております。

山内部会長 前にもその議論があって、ここに書いてあるものですから、一応、とりあえず、さっきおっしゃった御指摘の、もう少し精査するのが必要だというような表現は入れるとして、こういう形で収めさせていただくとありがたいと思っておりますが、前半でおっしゃったことはどうですか。

事務局 前半のシンプルにというところですけども、その部分は表現を工夫させていただこうと思います。

山内部会長 基本はこうでというのがわかりますね。

そのほかはいかがですか。

どうぞ。

H専門委員 資料2の方の業務要求水準書の、インプット仕様、アウトプット仕様というところなんですけれども、ここは若干、わかるようでよくわからないところがあって、といいますのは、これは読んだ方に、なるべくインプット仕様、アウトプット仕様にしましょうという方向性はわかるんですけれども、それでは、実際に、後ろの方にアウトプット仕様とはこういうものですよというような御説明もあるんですけれども、アウトプット仕様の求められるサービス水準といいますか、業務要求水準というものはどういふふうなものなのかということがもう少し明確になるように何か工夫ができないかということなんです。

私は別に案があるわけではないんですが、この業務要求水準書という、なるべく民間のノウハウを引き出していく観点と、競争を高めて効率的なサービス、質のいいサービスを提供する観点からしますと、ここのアウトプット仕様で出していくことは、どういうふうにすればアウトプット仕様になるのかという方法論みたいなことがやはりもっと明確に、連携して書かれなければいけないのではないかという気がするんです。

そのときに、多分、官が出してきたときの業務要求水準書が不十分なものであって、民の方がよく理解できないということもあるんだと思うんです。そのときに、やはり官民のコミュニケーションが非常に重要ですよということにもなるんだらうと思うんですが、ここは事務局としてはいかがなんでしょうか。

事務局 アウトプット仕様とインプット仕様という言葉については、確かにわかりづらい言葉もありまして、あと、アウトプット仕様について、どういうふうなものがアウトプット仕様なのかということもまだ議論が十分でないところもあるので、書きぶりについては一度、案を考えさせていただいて、また御相談をさせていただきたいと思います。

H 専門委員 達成すべき、求められるサービス水準なわけですね。そのサービス水準というものを明確に、結局、何をそのサービスで成果を提供するのかというアウトカムの観点から考えると、どうやって設定するのが、どうやって示すのが一番いいのかということですね。

それと、多分、私、「市場化テスト」の方で言いますと、非常にそこが官の方でも明確になっていない部分があって、それをつくり込んでいくノウハウがやはり官の方にも不足している部分があるんだと思うんです。ですから、そのときにどういう方法、選び得るいい方法があるのかという可能性も書き込むことができるといいのかなというような、少し漠然として非常に申し訳ないんですけれども、そういう気もするんです。

ですから、これをここから読んでいくと、読み手にとってはあまりよくわからなくて、後ろの方で少し具体的に出てきて、そういうものなのかなというものがわかるようなつくり方になっていて、そこの辺りが私としても少し。

事務局 参考資料3をごらんいただければと存じます。これは12月案なんですけれども、この7ページをごらんいただきますと、「本書においては、いわゆる性能規定に対して、形状・寸法・材料等の具体的な仕様を規定する方法を『仕様規定』と呼ぶことにする。いわゆる『インプット仕様』のことであるが、インプット仕様、アウトプット仕様という場合の『仕様』と、仕様発注、性能発注という場合の『仕様』では意味が異なり混乱を招くおそれがあるため、本書では『インプット仕様』『アウトプット仕様』という用語は使用せず、『仕様規定』『性能規定』という用語を用いることにした」というのが実は12月案でして、多少、インプット仕様、アウトプット仕様が十分整理されないまま使われた点もありますので、こういう点も踏まえて、用語の整理は、もし御了解いただければさせていただこうかなと考えております。

山内部会長 それでは、そういうことでよろしく願いいたします。

大体、時間もまいりましたが、いかがでしょうか。

どうぞ。

F委員 先ほどDさんが言われた任意解除のところでの話は、その前にGさんもおっしゃった話に関連するかと思えます。損失とか、逸失利益とか、費用とかという言葉が少しわかりにくい。そこだけは整理しておいた方がいいと思えます。

山内部会長 そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今日のところは、恐らく全面的に直せというお話ではなかったと思うんです。書き方とか、表現の仕方、あるいは誤解を招くとさっきBさんがおっしゃっていたようなところで、これは事務局で直してもらえないということだと思えます。それで修正を施して、この2つの案をまず書き直すというのが1点。それで、それをもう一回、皆さんに見てもらおうというプロセスを取りたいと思えます。

特に今日は、冒頭に申し上げましたとおり、定足数を満たしていないので、ここで決めることはできないことになっておりますので、とにかく、それを直していただいたものを持ち回りで皆さんに見てもらって御了承いただくということで、この案として皆さんに御決定いただきたいと思うんですけれども、よろしゅうございますか。まだ、いろいろと直す必要があるのはわかっておりますので、それは承知の上で申し上げているところなんです。

(「はい」と声あり)

山内部会長 ありがとうございます。

それでは、そういうことで、事務局は非常に大変ではあると思いますが、努力していただいて。

どうぞ。

事務局 2月の早い段階で先生方に見ていただけるように、全力で作業をさせていただきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

山内部会長 それで、持ち回りでやった後に、この部会としての答申といいますか、報告書ということで委員会の方に上げることにさせていただこうと思えます。

ありがとうございました。

それでは、まだ5分ほど時間もありますけれども、とにかく、以上で閉会にさせていただきます。どうもありがとうございました。